

道路・水路・公園の美化を地域の方の手で



アダプト制度を導入 参加団体募集

市では、アダプト制度の参加団体を募集します。アダプトとは、英語で「養子縁組」という意味があり、アダプト制度は「里親制度」と訳されます。市民の皆さんが道路、水路、公園の「里親」となり、愛情と責任を持って美化（清掃活動）を行い、これを市が支援する制度です。皆さんが住むまちを皆さんの子どもと見たてて環境美化を行い、魅力あるまちづくりに参加しませんか。

市内に在住・在勤・在学する方で構成されていること
道路、水路、公園の一定区域で1年以上の期間を通じて緑化、美化、清掃などを行うことができること
参加団体には、活動に伴うごみ処理に必要な支援をし、傷害保険に加入します。
申込み・問合せ 管理課 管理係（直通558・2035）

内容 緑化、美化、清掃に関すること、破損などの情報提供に関すること
対象
市内に在住・在勤・在学する方で構成されていること
道路、水路、公園の一定区域で1年以上の期間を通じて緑化、美化、清掃などを行うことができること
参加団体には、活動に伴うごみ処理に必要な支援をし、傷害保険に加入します。
申込み・問合せ 管理課 管理係（直通558・2035）

増戸連絡所の 戸籍関係証明書の 交付を再開

老朽化した機器の入れ替えのため、増戸連絡所では戸籍関係証明書の交付を停止していましたが、工事が終了し、3月10日から交付を再開しました。
計画停電が実施された場合、各種証明書の発行ができません。

計画停電時間帯の 各種証明書 発行の取扱い

市役所本庁者と五日市出張所の窓口では、計画停電の実施の有無にかかわらず、各種証明書を発行します。ただし、住民基本台帳カードの発行、公的認証サービスの受付（広域交付を含む）はできません。 問合せ 市民課

運転免許証を 自主返納した高齢者に 住基カード交付 手数料を免除します

高齢者の交通事故防止対策として、運転免許証を自主返納した高齢者の方が身分証明書の役割として住民基本台帳カード（写真付き）の交付を申請した場合、交付手数料を免除します。 免除手続きには、警察署で自主返納した時に手渡される東京都公安委員会発行の「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

教育費の一部を 援助します ～就学援助～

小・中学校に通っている子どもがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支払いが困難な場合は、保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育費の一部を援助します。 認定に必要な要件や申請方法は、小学校新1年生以外の場合は、既に各学校を通じてお知らせしていますが、届いていない場合はご連絡ください。

関すること：地域防災課 防災安全係 住民基本台帳カードに関すること：市民課市民窓口係

休館していた 市の施設で 4月1日から 利用できる施設

3月末まで休館・休業していた市の一部の施設が、4月1日から利用できるようになりました。ただし、計画停電の時間帯は利用できない場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

Table listing various city facilities and their contact information, including libraries, community centers, and sports facilities.

東北地方 太平洋沖地震に かこつた悪質な 勧誘や詐欺に注意



東北地方太平洋沖地震に伴い、不安な気持ちや被災地を支援したい気持ちにつけ込み、建物や電気設備の点検、義援金の募集などと称した、悪質な勧誘や詐欺まがいの行為に注意が必要です。 次のようなことにご注意ください 役所や電力会社、ガス会

社などと名乗って訪問し、点検や修理が必要だとして高額な料金を請求する。 街頭や電話、個別訪問により募金を勧誘し、義援金と称してお金をだまし取る。 子や孫などを装って、震災でけがをしたので治療代を銀行口座に振り込んでほしいと要求する。 多くの人が必要としている物品を「間もなくなくなる」などと不安をおおりに高額で売りつける。 義援金は、確かな団体であることを確認して送るようになさってください。また、不安をおおるチェーンメールや根拠のない情報に惑わされないようご注意ください。

平成23年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地・家屋と事業用償却資産を所有している方に課税されます。課税の内容について、他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の閲覧ができます（縦覧・閲覧期間中の費用は無料）。

縦覧期間：4月1日（金）～5月31日（火）（土曜・日曜日、祝日を除く） 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分 縦覧場所：課税課 縦覧できる方：市内に所

あきる野市消費生活相談窓口 開設日時：毎週月曜日、木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 場所：市役所1階市民相談室 問合せ：商工観光課商工振興係（直通558・1867） 東京都消費生活総合センター 開設日時：毎週月曜日、土曜日 午前9時～午後4時（架空請求110番は午後5時まで） 消費生活相談・多重債務相談：03・3235・1155 架空請求110番：03・3235・2400 高齢者110番：03・3235・3366